

フーゴー・グロティウスにおける「信仰箇条」

——神の「存在証明」と宗派間の調和——

稲垣 健太郎

導入

本稿は、17 世紀オランダの法学者フーゴー・グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) の著作のうち、『戦争と平和の法』(1625)¹の第 2 巻第 20 章第 45 節において展開される「真の宗教」をめぐる議論を起点に、グロティウスのミニマルな「信仰箇条」と宗派間和解主義 (Irenik) について考察を試みるものである。その際に機軸となるテキストとして、『メレティウス、あるいはキリスト教徒の間で一致する事柄についての文書』(1611)²を挙げる。本テキストで展開されるグロティウスの「神の存在証明」やキリスト教観は、後のグロティウスが提出する自然法理論や、世俗為政者と聖職者の鋭い対立の中で彫琢された主権論を考察する上で、重要な前提をなすと思われるからである。

問題設定

グロティウスは初期近代主権論や自然法学の重要人物の一人として、既に多くの研究の対象とされてきた。しかし従来の研究において、グロティウスは主に国際法学や自然法理論の文脈で紹介されてきたと言える。とりわけグロティウスの主著と看做される『戦争と平和の法』や、その「プロトタイプ」とも言うべき『捕獲法論』(1604/5) が主要な研究対象とされ³、彼の神学的著作は十分に論じられてこなかった。だが、グロティウスが 1610 年代に神学的著作を発表ないしは執筆した事実や、最晩年に旧約聖書・新約聖書への註解を発表し、後の聖書解釈学にも少なからぬ影響を与えた事実を鑑みると、法学者としてのグロティウスを強調するのみでは不十分であるように思われる。この問題の具

体的な例として、まずグロティウスの「不敬虔な仮定」に注目してみたい。

法制史、特に自然法理論史の文脈における通説的な理解によれば、グロティウスは神学的な議論に基づく自然法を世俗化した、という点で画期的な功績を残した。こうした説明は『戦争と平和の法』のプロレゴメナにおいて表明される「不敬虔な仮定」に一部依拠したものであると言える。即ち、そこにおいてグロティウスは、「神が存在しないとか、神は人事を顧慮しないといった、最大の冒瀆を犯さずには認めることができないことを敢えて容認したとしても」⁴、自然法に関する諸々の事柄 – たとえば人間が他の地上の動物にもまさって社会的〔結合の〕力を有していること、あるいは人間が判断力を有し、現在の事柄のみならず、将来の事柄に関しても何が有益であるかを査定すること⁵ – はある程度まで妥当すると述べており、この文言の一面的な理解を以て、グロティウスの世俗性が過度に強調されてきたことは否定できないように思われる。しかし、グロティウス自身がまさに「神が存在しないとか、神は人事を顧慮しないこと」を「我々が敢えて容認したとしても」という表現を用いていること、それどころか、そうした容認は「最大の冒瀆」を以て敢えてなしうると述べていることに鑑みると、通説的に紹介されてきた「不敬虔な仮定」をグロティウス自身がどこまで想定していたかは曖昧なものとなる。

いずれにしても、こうした「不敬虔な仮定」から出発してグロティウスが自然法理論を展開したか否か、という問題は、さらに敷衍することが可能であるように思われる。つまり、グロティウス自身が示した神学に関する見解が彼の政治・法思想にどの程度反映されているのか、という問題を提出できるのではないか。

本稿は、グロティウスの政治思想と聖書解釈とを架橋する上で前提となる「神の存在証明」やキリスト教理解に焦点を絞ることとなる。その際、議論の出発点として、グロティウスの主著と看做される『戦争と平和の法』で展開される「真の宗教」についての議論を参照する。後述するように、グロティウスは「真の宗教」の「信仰箇条」として、四つの公理をあげる。これらの四公理は、『戦争と平和の法』に先立つ『メレティウス』において、より具体的な形で論証されている。したがって本稿の目標の第一は、『戦争と平和の法』において明示されていないグロティウスによる神の「存在証明」を俎上に載せることである。

この証明と「信仰箇条」とがどのように関連付けられるのかを『メレティウス』と『戦争と平和の法』の比較を通じて具体的に検討することが、本論考の目標の第二となる。さらに、両著作で示される「信仰箇条」が、キリスト教諸宗派の調和とどのような関係にあるのかを論じることが、本稿の第三の目的となる。

「真の宗教」の基礎づけ

冒頭で述べたように、『戦争と平和の法』第2巻第20章第45節において、グロティウスは「真の宗教」をめぐる議論を展開している。同章は「刑罰について (De Poenis)」と題されており、その題目が示すように刑法理論が扱われる。この文脈でグロティウスは、主権者が国家の安寧に関する特別の配慮に並んで、人類に対し普遍的な配慮をする必要があると述べる。

司教たちが教会事項において、全教会に対して責任を負うよう命じられたのと同様に、王たちもまた、自身の国家の領地と並んで、人類の普遍的な社会に対する配慮に心を砕くよう命じられたことがここから帰結される。⁶

人類に対する普遍的な配慮とは即ち、人類全体になされる不法行為に主権者が介入する、ということに他ならない。そしてこの不法行為には、宗教的な事柄も含まれる。ここでグロティウスは、プラトーンが宗教を「権力の砦」や「諸法と高貴な教えの紐帯」と呼んだこと⁷に触れつつ、一国の宗教ではなく、人類にとり普遍的な宗教を議論の俎上に載せる。つまり、キリスト教のみを想定しているのではなく、グロティウスが「真の宗教」と呼ぶところの普遍的な宗教が念頭に置かれていることに注意を促す。この「真の宗教」は、四つの公理 (pronuntiatum) によって支えられる⁸。

我々があらゆる事柄をより深く検証していくと、注目すべきは「真の宗教」である。この真の宗教は、あらゆる時代に共通であり、特に四つの公理によって支えられている。その第一とは、神が存在し、しかもその神が唯一であることである。第二に、神は見られるような存在ではない。そうでは

なく、あらゆる可視のものよりも高いのである。第三に、神によって人間的事柄が配慮され、最も公平に判断がなされること。第四に、神は自身以外のあらゆるものの創造者であること。これら四つの命題は、十戒の掟において、それぞれの順序に対応するように述べられている。⁹

「真の宗教」を支える四つの公理は、それぞれが十戒と対応関係にある。では、グロティウスの提出する公理がモーセの十戒とどのように対応するのか。

十戒の第一戒は「あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならない」¹⁰である。しかし、この第一戒につきグロティウスは、神の唯一性に言及するに過ぎない¹¹。

グロティウスが示す神の不可視性と至高性に関する第二公理は、第二戒「あなたはいかなる像も造ってはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の下の水の中にある、いかなるものの形も造ってはならない」¹²と対応する。

続いて第三公理につきグロティウスは、以下のように自身の議論を補足する。

第三の公理につき理解されるのは、人間の思考を含めての人間的事柄に関する神の知と配慮である。それというのも、これは、宣誓(jurisjurandi)の基礎をなすからである。蓋し、神が心の証人となるからでもある。そして、何者かが過ちを冒すならば、神は復讐者となる。このことが、神の正義と同時に神の力を示している。¹³

第三戒は、「あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。みだりにその名を唱える者を主は罰せずにはおかない」¹⁴とある。第三公理と第三戒とを対応させるのであれば、主の名をみだりに唱えることが、何者かが冒す過ちであり、それに対して神は罰を下す、ということになる。

第四公理に対してグロティウスは、世界の起源こそが神を権威づける、という点を指摘する¹⁵。第四戒は「安息日を心に留め、これを聖別せよ」とあるように、安息日に関して規定されている¹⁶。安息日は創世という神の御業と密接に結びつく。したがって、安息日の規定を守らないということは、神があらゆるものの創造主であることを否定することに他ならない、という論理である¹⁷。

グロティウスが提出する四つの公理は同時に、彼が神をどのように理解していたかを示唆するものでもある。即ち、第一公理に注目すると、神は - その存在証明過程が明確に示されているわけではないが - 唯一の存在である。さらに、第二公理から第四公理を考慮すると、神は不可視の存在であり、人間的事柄への配慮と判断をし、あらゆるものの創造主としてあることになる。

神の性質を規定する四公理は、事物の自然本性から引き出された諸論拠によって証明される¹⁸。即ち、グロティウスの四公理は、信仰のみから導きだされるものではなく、理性的に導出されるものである、ということである。

『メレティウス』における神の性質

以上の四公理に関する「論証」は、『メレティウス』にも通じるものである。それゆえ、『戦争と平和の法』においてグロティウスが提出する「信仰箇条」を論じる上で、『メレティウス』での議論を参照することは重要な作業のひとつと言える。以下では、『メレティウス』につき概説的な情報を確認した後、同書における「神の存在証明」を検討する。

本書の題目に示されているメレティウスは、1590年よりアレクサンドリアの総主教を務めたメレティウス・ペーガス (Meletius Pegas, 1549-1601) を指す。メレティウスは、西欧キリスト教の伝統、特にアウグスティヌスの神学に通じ、その知見を以て、教皇の首位性に対する反駁を試みた。

メレティウスが当時のネーデルラントの論者に全く知られていない存在ではなかった、ということは、グロティウスの交友関係からも窺い知ることができる¹⁹。しかしなぜグロティウスは、アレクサンドリア総主教であったメレティウスの名にちなむタイトルを同書につけたのか。我々は、『メレティウス』の冒頭第5節からこの問いに対する答えを得ることができる。

メレティウス氏は、アレクサンドリア総主教であったのみならず、コンスタンティノーブルの教会を支配した人物であった。彼は聖性に忠実な礼拝をし、あらゆる学識の類に秀でていた。実に彼は、ギリシア人には珍しく、ラテン語を話し、ラテン語の最も著名な書き手による著作も読んでいた。

その上、彼はキリスト教徒の間の平和を愛するので、彼は我々の意見の相違を非難するたびに涙を流さずにはいられないほどである [...]。しかし何にも増して彼は、キリスト教徒の間での合意の点を強調していた。彼がかつて述べたように、このようなキリスト教徒のあいだでの合意は、普通に考えられているよりも普遍的でありかつ重大なのである。²⁰

グロティウスによれば、メレティウスはキリスト教徒の間での合意を極めて重視していた。また、メレティウスは哲学の諸学派とキリスト教の教えが相反するものではないと主張した。こうしたメレティウスの立場に惹かれ、グロティウスは本書の題目にメレティウスの名をあてたと見えよう。

『メレティウス』の第6節において、グロティウスはキリスト教が他の宗教とどの点で共通しているのかを論じる。

したがって、キリスト教が他の多くの - すべてではない - 宗教と共有する第一は、それが宗教であるということである。蓋し、不敬虔な者や我々が無神論者と呼ぶ者は、この境界から排除される。しかし宗教は、使徒パウロがヘブライ人への手紙において挙げる二つのこと、即ち、神が存在すると信じ、加えて神が自身に喜ばれることを熱心に望む者に報いると信じることなしでは無である。²¹

ここでグロティウスは、ヘブライ人への手紙 11: 6²²を引き、宗教の最重要の要素を挙げる。即ち、神が存在すること、そして、神は自身を求める者たちに報いることを信じなければならない。この二つの要素のうち、前者は以下のように証明される。

神が存在することは、極めて広い人間の合意から明らかであるのみならず、相互に依存するところの諸原因と諸事物の秩序からも極めて明白に証明される。²³

グロティウスが提出する神の存在証明は、「諸原因の相互依存の秩序と諸存在

の位階」を遡り、第一原因としての神に到達する、という方法に拠る。では、このように存在を証明される神とはいかなる存在であるのか。グロティウスはまず、神の知性に言及する。

しかし、神が報い手であることが示される前に、幾つかの点を確認する必要がある。蓋し、第一に、神は知性的存在者である。このことは、次のことによって示される。即ち、作り手よりも優れたものなど何もない、ということによってである。したがって、神は世界でなければ、普通に言われるところの自然でもない。神は〔それらより〕高貴かつ聖なる何かしらの存在である。²⁴

ここでグロティウスは神の有する属性として「知性 (intellectus)」をとりあげる。この知性は就中、創世という業と関連付けられる形で指摘される。しかしグロティウスによれば、神は知性のみを有する存在ではない。

神は知性のみでなく、意思、あるいはいわゆる自由意志 (προαίρεσις) を有していなければならない。蓋し、こうした自由意志を有するものは、そうでないものよりも完全であるからである。²⁵

神の有する自由意志はさらに、立法者 (legislator) としての神を導く重要な属性である。その際グロティウスは、上位の神と下位の人間という枠組みを用い、自由意志を有する二者の間に成立する服従関係を次のようにまとめる。

さらに神が立法者として認められることが導かれる。実際、神が自由意志を有するのであれば、人間もまた自由意志を有することになる。ところで神は上位のものであり、人間は下位のものである。上位のものは下位のものに対して影響を与える。ちょうど、上位のものが行動し、下位のものを受け身にまわるように。結果として、神は自由意志にしたがって人間に対して影響を与えるのである。ところで、こうした行為、自由な上位者の、下位者の自由選択に対する行為は、法あるいは命令権 (imperium) に他な

らない。²⁶

立法者としての神という性質に続いて、グロティウスは創造主としての神を論じる。とりわけ、人間的な事柄に配慮する神の性質が強調される。

続けて、神は自身によって創造された事物に配慮することが確認されるべきである。この創造物とは、ある者たちが望むように天上のものだけではなく、実際には人間的な事柄も〔指すのである〕。²⁷

ここまでグロティウスが数え上げてきた神の性質は、いずれも独立的に扱われるべきものではない。即ち、神が立法者として人間に服従を要請する以上、神は人間に配慮することとなり、神に服従する人間に対しては報い手としてある、ということになる。また、以上の神の性質は、グロティウスによれば「キリスト教が他のすべての宗教、それらが偽りの宗教であろうと、真の、しかし不完全な宗教 – まずもって自然宗教、続いてモーセの宗教 – であろうと、それらと共有している諸々の事柄」²⁸でもある。これら神の性質を否定する者は、宗教 – 世界で最も重要な事柄 (*res maxima in mundo*) – を廃する者なのである。

宗教が世界で最も重要な事柄であること。「宗教が目指すのは、ただ最善あるいは最高善である」²⁹。何に最高善が、換言すれば至福 (*beatitudo*) が存するのかは、哲学史上の大きな対立点でもあった。しかしこの点につきキリスト教は、「正しい理性によって、人間の最高善が、最も十全にそれ自体で最高の善であるところのもの、即ち、神に存すること」³⁰を教えている。人間にとっての最高善が神である以上、「この儂い生において人間にとっての最高善を見出そうとする者は皆誤っていた」³¹ことになる。たとえ彼ら – アリストテレスやストア派の哲学者が主である – がこの世の生の最高善を徳に求めたとしても、「死の予期 (*expectatio mortis*)」や「苦痛に耐えること (*perpassio dolorum*)」を前提とするが故に、徳において最高善を見出すことはできない³²。

また、死後の生を信じるにしても、ユダヤ教徒のように飲食に最大の幸福を見出し、イスラーム教徒のように性愛の快楽に最大の幸福を見出すことも、最高善を捉え損なうことになる³³。グロティウスにとり、人間の最高善はこの世

の生に関わるのではなく、ただ神に関わる。そしてそれゆえに、宗教はこの世で最も重要なものと看做されるのである。

宗教の理論：『メレティウス』における神の存在証明

ここまでグロティウスは、人間の最高善を目指すものとして宗教一般に関して論証を進めてきた。第19節においてグロティウスは、宗教を理論と実践とに区分する。即ち、宗教は自由意思に基づく諸々の行動に関するが、あらゆる意思的行動には知性が先立つので、「宗教は必然的に二つの部分を有することになる。一方は理論(θεωρητική), 他方は実践(πραχτική)である。前者は教義(δόγματα)から、後者は倫理的規定(παραινέσεις)からなる」³⁴。宗教の理論面につき第一に扱われるのは、既に確認した神の「存在証明」に係る。

これらの教えの間で第一の地位を占めるのは、唯一の神が存在することである。これは、神が存在することを我々に信じさせるまさに同じ証明から立証される。蓋し、万物は一から生じ、一のために存在するからである。さらに、神の完璧な自然本性と至福、加えて万物に対する支配が、このことを要求する。³⁵

上述のように、グロティウスは諸原因の相互依存の秩序と諸存在の位階を辿ることで神の存在を証明する。この証明の必然的帰結として、神は唯一であることが導かれる。これに続けてグロティウスは、キリスト教における神の観念に注目する。

キリスト教は、最善であると言われ、あるいは考えられうることすべてを神に付与する。それゆえに神が最も単純であり、無限であり、最善であることを主張し、神が実体を有し、複合的であり、可變的であり、空間や時間によって制限される、ということは否定される。³⁶

こうした神の性質は差し当たり、アリストテレスやプラトーン主義者の用語

によって言い換えられる。しかし、それらの用語を超えて神の性質を正確に捉えるのは、他ならぬキリスト教である。

したがって、こうした一なる不可分の自然本性から第一に、「ある」それ自体とは何であるかが、第二に神的理性、第三に力とは何であるかが理解される。アリストテレスもまた、後者二つを神において認めているように思われる。即ち、「思考と活動 (νοῦν καὶ ἐνέργειαν)」と呼称している。蓋し、神がこれらを有さなければ、神は自身によって為された事物よりも劣ることになるからである。プラトーン主義者たちによっても、理性はロゴスや智と呼ばれているが、こうした事柄それ自体やその名称は、キリスト教徒によってより明白に説明される。再び神の力は、キリスト教徒のあいだでは、この名〔神の力〕によって呼ばれることもあれば、聖霊とも呼ばれる。聖霊という呼び方により、神の力の非物質性 (τὸ ἀσώματον) のみならず、その活動性 (τὸ ἐνέργητικόν) もまた示される。³⁷

以上の議論は、神に内在的に進められてきた。グロティウスはさらに、神とその他の事物との関係で、神の性質に考察を加える。神とその他の事物との関係を考察すると、「神が創造主であり万物の支配者であること」³⁸が明らかになるといふ。「神が創造主であることは、神の存在証明と同様の手続により示される。即ち、諸々の原因の連鎖 - 第一の原初に留まらざるを得ない - によって示される」³⁹のである。

『メレティウス』の第3章までで扱われた宗教の理論面は、第4章における宗教の実践面へとつながる。宗教の実践面は、神に対する義務、個人に対する義務及び全人類に対する義務に分けて説明される⁴⁰。このうち神に対する義務を、グロティウスは内的な義務と外的なそれとに区分する。

神に対する義務に関しては、内的なものとの外的なものに分かたれる。内的な義務とは、靈魂を以て達成されるところのものである。それらにおいては、特に二つのものが抜きん出ている。即ち、神を信じ、そして神を呼び求める (invocare) ことである。⁴¹

神を信じること。それは神が存在することを信じるのみならず、神の絶対的な正しさを信じることを意味する。では、神を呼ぶとはどういうことなのか。それは、十戒のうち、神の名をみだりに唱えることを禁じる掟と、換言すれば、『戦争と平和の法』第2巻第20章第45節で確認した第三の公理とどのような関係にあるのか。

プラトーン - 彼は自ら、何に祈らなければならないかを知らないと認めていたが - が言うように、神を呼び求めることは、最も危険なことである。さらに詩人たちは、彼らの神への祈りが聞き届けられなかったら〔生じるであろう〕多くの極めて不幸な出来事を示している。しかしキリスト教徒たちは、神が礼拝されることを否定する哲学者たちの不敬虔さに対して、第一に神に祈ることを教えられる。さらに、通俗的な無知とは異なり、キリスト教徒たちは何に祈らなければならないかを教えられる。即ち、神が崇拝され、あらゆる点で従われるように、神の栄光と名誉とに関わるものを祈るように教えられる。⁴²

神を呼ぶことは危険である。この点につき、『戦争と平和の法』の第三公理と『メレティウス』の議論に大きな違いはない。しかし『メレティウス』は、キリスト教の護教論としても理解されうる。即ち、キリスト教徒こそが神に祈ること、さらに何を崇めるべきかを知っているのです、神をむやみに呼ぶ危険を冒すことはない、という結論が導かれることになる。

結語・展望

以上の議論を踏まえて、『戦争と平和の法』第2巻第20章第45節と『メレティウス』との関係を整理する。まず神の存在とその唯一性につき、『戦争と平和の法』では十戒のうち第一戒を説明する形で主張された神の存在は、『メレティウス』において諸原因の相互依存の秩序と諸存在の位階に基づき論証される。さらに神の不可視性と至高性は、神の知性との関係から導かれる。即ち、神が

知性を有し、世界を創造した以上、神を世界とも自然とも同一視することはできず、神は「高貴かつ聖なる何かしらの存在」に他ならない。また、神が創造主として人間を創り、被造物であるところの人間が自由意志を有する以上、神もまた自由意志を有することが帰結されなければならない。それゆえに、『メレティウス』では、神の立法者としての性質にも注目される、神が人間に対して法とインペリウムを行使し、人間が神に服従する限り、神は人間に報いる存在と看做される。これは即ち、神が人間を配慮する（*curare*）ことを意味する。

このように、『戦争と平和の法』における「真の宗教」論と『メレティウス』のキリスト教論は、かなりの程度一致していると言える。無論この共通性は、「真の宗教」とキリスト教とをどこまで重ねることができるか、という問題を開くものでもある。しかし我々にとり重要であるのは、『メレティウス』における神の諸性質についての議論が具体的にどのような結論へとつながるのか、という問題である。そしてこの問題は、『メレティウス』が執筆された当時のオランダの政治状況において検討されるべきである。

『メレティウス』の成立は、往復書簡等の史的な裏付けにより、1611年頃と推定されている⁴³。1610年代のオランダの政治状況に鑑みると、我々は『メレティウス』において表明されるグロティウスの次のような立場をどのように理解すべきなのであろうか。

したがって、こうした病理〔教義上の対立〕を回復するためには、信仰の教義の数を最小限に留める必要がある。それらの教義は、極めて明白でなければならない。そして、偏見から離れた敬虔な知恵の完成に関わるころの他の教義については、聖書の導きによって探求されなければならない。⁴⁴

1610年代のネーデルラントでは、カルヴァン派の「予定説」につき、神の選びに対する人的意志の参与の余地を認める説を展開したヤコブス・アルミニウス（*Jacobus Arminius, 1560-1609*）の支持者（アルミニウス主義者）と、神の選びの絶対性を強調するフランシスクス・ゴマルス（*Franciscus Gomarus, 1563-1641*）の支持者（ゴマルス主義者）の対立が急速に進んでいた。この対立

の最中に『メレティウス』が執筆されたことに鑑みると、信仰上の教義を最小限に留めるというグロティウスの主張は、教義をめぐる現実の鋭い対立を念頭に置いたものであると言える。さらに、極めて明白な信仰の教義とは、神に関するものに限るのであれば、本稿において論じた四公理と重ねて考えることができるのではないか。即ち、宗教の根幹をなす四公理を認めることこそが、グロティウスの提出する「信仰箇条」であるように思われる。その意味でグロティウスは、キリスト教徒の間の合意を目指したアレクサンドリア総主教メレティウスの構想を引き継いでいると言えよう。

* * *

信仰上の教義は最小限に留めるべきである、という主張は、アルミニウス主義者とゴマルス主義者の対立の最中、1617年頃に執筆された『宗教的事項に関する最高主権者のインペリウムについて』⁴⁵においても表明されている。同書は、「最高主権者のインペリウムが、世俗的事項のみならず、宗教的事項にもまた及ぶ」⁴⁶ことの論証をその目的とする。

この *De imperio* の第6章においてグロティウスは、キリスト教会史を振り返りつつ、鋭い教義対立を解決するためには何が必要であるかを述べている。グロティウスによれば、教会の不和を解消するには、最高主権者 (*summa potestas*) が何らかの策を講じなければならない。「ある教義あるいは神の法が説明されるならば、それらが聖書との合致に至ったかどうかを探求するのは、最高主権者の権利であるどころか、義務でさえある」⁴⁷ことが、その所以である。

では最高主権者は具体的にいかなる策をとるべきか。グロティウスが挙げるのは、可能な限り救済に不可欠、ないしは非常に有益な教義を除いて、定義を控えることである⁴⁸。ここで我々は、『メレティウス』においてグロティウスが示した、信仰上の教義を最小限に留める、という見解に再び出会うこととなる。

上で触れたように、*De imperio* の主題は最高主権者の対宗教権限の弁証であるとはいえ、*De imperio* においてもまた、グロティウスの宗派間和解主義を認めることができる。こうした宗派間和解主義と、最高主権者の対宗教権限がどのような関係に立つのかを、*De imperio* と『メレティウス』の比較を通じて検

討することが今後の課題となる。さらにこの検討作業は、グロティウスにおける神学と政治思想の連関に関する論究へとつながるものとなろう。

註

1. Hugonis Grotii: De Iure Belli ac Pacis Libri Tres. In quibus Jus Naturae & Gentium, item juris publici praecipua explicantur. Editio nova cum Annotatis Auctoris, ex postrema ejus ante obitum cura multo nunc auctior. Accesserunt & Annotata in Epistolam Pauli ad Philemonem. Amsterdami: Iohannem Blaeu 1646. 本原稿では以下の形式でテキストの引用（及び翻訳）をおこなう。「DJBP, 巻, 章, 節, アムステルダム版の頁数」.
2. Hugo Grotius: Meletius, sive de iis quae inter Christianos conveniunt epistola. Critical Edition with Translation, Commentary and Introduction by G. H. M. Posthumus Meyjes [Studies in the history of Christian thought 40]. Leiden [et al]: Brill 1988. 本原稿では以下の形式でテキストの引用（及び翻訳）をおこなう。「Meletius, 章, 節, Posthumus Meyjes 版の頁数」.
3. こうした研究の典型として、差し当り以下を挙げることができる。Peter Haggenmacher: Grotius et la doctrine de guerre juste. Paris: Les Presses Universitaires de France 1983. ハーゲンマッハーの研究は、『戦争と平和の法』が中世以来の正戦論の系譜に位置することを明らかにした、という法・政治理論の思想史的解明として大きな意義を持つ。
4. DJBP, Prolegomena, p. iii. »Et haec quidem quae jam diximus, locum aliquem habent etiamsi daremus, quod sine summo scelere dari nequit, non esse Deum, aut non curari ab eo negotia humana«.
5. DJBP, Prolegomena, p. ii. »Ab hac juris significatione fluxit altera largior: quia enim homo supra caeteras animantes non tantum vim obtinet socialem de qua diximus, sed & iudicium ad aestimanda quae delectant aut nocent, non praesentia tantum, sed & futura, & quae in utrumvis possunt ducere«.
6. DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XXIV, p. 340. »Vnde sequitur, sicut in rebus Ecclesiae dicuntur Episcopi aliquo modo τὴν καθολικὴν πεπιστεύσθαι, id est *universalis Ecclesiae curam* accepisse, ita & regibus praeter peculiarem suae civitatis etiam generalem pro humana societate curam incumbere«.
7. DJBP, Lib. II. Cap. XX § XXIV, p. 340. »Neque enim immerito Plato religionem propugnaculum potestatis ac legum & honestae disciplinae vinculum vocat«.
8. 『戦争と平和の法』における「真の宗教」の四公理に関する本稿の議論は、以下の論考に先鞭をつけられたものである。工藤喜作「グロティウスの自然宗教について」『目白大学 文学・言語学研究』3 (2007) 123-135 頁。
9. DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XLV, p. 341. »Ut rem totam penitus introspiciamus, notandum est religionem veram, quae omnium aetatum communis est, quatuor praecipue pronuntiat niti, quorum primum est Deum esse & esse unum. Secundum Deum nihil esse eorum quae videntur, sed his aliquid sublimius: tertium à Deo curari res humanas & acquissimum arbitrii dijudicari: quartum eundem Deum opificem esse rerum omnium extra se. Haec quatuor totidem decalogi praeceptis explicantur«. 工藤, 前掲論文, 126 頁。
10. 出エジプト記 20: 3. 以下、聖書からの引用は新共同訳にしたがう。
11. Grotius, DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XLV, p. 341. »Nam primo aperte traditur Dei unitas«.
12. 出エジプト記 20: 4.

- ¹³. DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XLV, p. 342. »Tertio praecepto intelligitur cognitio & cura rerum humanarum, etiam cogitationum: nam id iurisjurandi fundamentum est. Deus enim testis, etiam cordis, & si quis fallat vindex invocatur, quo ipso simul & iustitia Dei significatur & potentia«.
- ¹⁴. 出エジプト記 20: 7.
- ¹⁵. DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XLV, p. 342. »Quatro origo mundi totius auctore Deo, in cuius rei memoriam institutum fuit olim fabbatum, & quidem singulari quadam sanctinonia supra ritus alios«. 工藤, 前掲論文, 127 頁.
- ¹⁶. 出エジプト記 20: 8.
- ¹⁷. DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XLV, p. 342; 工藤, 前掲論文, 127 頁.
- ¹⁸. DJBP, Lib. II. Cap. XX. § XLV, p. 342; 工藤, 前掲論文, 127-128 頁.
- ¹⁹. Guillaume H. M. Posthumus Meyjes: Introduction. In: Hugo Grotius: Meletius, sive de iis quae inter Christianos conveniunt epistola. Critical Edition with Translation, Commentary and Introduction by Guillaume H. M. Posthumus Meyjes. Leiden [u.a.]: Brill 1988. p. 17.
- ²⁰. Meletius, § 5, p. 76. »Ille igitur Patriarcha quidem Alexandribus, sed et Constantinopolitanam ecclesiam regens, vir venerandae sanctitatis et in omni eruditionis genere – nam et Latine, quod Graecis hominibus insolitum, loquebatur, et clarissimos eius linguae scriptores cunctos evolverat –, tum vero amantissimus pacis christianae, non sine lachrymis detestari nostra dissidia solebat, [...] Urgebat autem praecipue τὰ τοῖς χριστιανοῖς ὁμολογούμενα (*ea de quibus inter Christianos consentitur*), quae et plura esse dicebat esse et maioris multo momenti quam vulgo putarentur, [...]«.
- ²¹. Meletius, § 6, p. 77. »Habet igitur hoc primum in se christianitas, quod religione utitur commune quidem cum multis, non tamen cum omnibus. Impii enim et quos ἀθέους dicimus hoc limite arcentur. Religio autem nulla sine duobus illis quae ad Hebraeos apostolus commemorat, ut credatur esse Deus, deinde remunerari eos, qui ipsi placere studeant«.
- ²². ヘブライ人への手紙 11: 6 「信仰がなければ、神に喜ばれることはできません。神に近づく者は、神が存在しておられること、また、神は御自分を求める者たちに報いてくださる方であることを、信じていなければならないからです」。
- ²³. Meletius, § 6, p. 77. »Esse Deum non modo consensus hominum latissime patens, sed et ordo ex se dependentium causarum rerumque gradus clarissime testantur«.
- ²⁴. Meletius, § 7, p. 77. »Ut autem remunerator sit Deus, quaedam necesse est ante statui. Requiritur enim primo ut sit Deus intelligens natura, quod hoc ipso satis evicitur, quia non potest res facta suo factore esse nobilior. Non igitur aut mundus aut quae vulgo natura rerum dicitur Deus est, sed celsius et augustinus quiddam«.
- ²⁵. Ibid. „Nec intellectum tantum, sed et voluntatem, et qua, vocant προαίρεσιν habere debet Deus. Sunt enim quae haec habent non habentibus perfectiora«.
- ²⁶. Meletius, § 10, p. 78. »Sequitur porro ut Deum esse legislatorem fateamur. Nam si προαίρεσιν (praelectionem) habet Deus, habet et homo. Deum autem superior est, homo inferior. Et superiora agunt in inferiora, prout superiora agere et inferiora pati nata sunt. Consequens est Deum κατά προαίρεσιν (secundum praelectionem) agere in hominem. Haec autem actio προαιρετικῶν (praelectivi) superioris in πραιρετικόν (praelectivum) inferius, qua tale est, utcumque nihil aliud est quam lex sive imperium«.
- ²⁷. Meletius, § 8, p. 77. »Statuendum praeterea Deum curare res a se factas nec tantum coelestes, ut quidam voluere, verum etiam humanas, [...]«.
- ²⁸. Meletius, § 12, p. 78. »Haec illa sunt principia quae communia habet christiana religio et cum falsis omnibus, et cum veris quidem, sed minus perfectis, qualis est primum naturalis religio, inde mosaica«.
- ²⁹. Meletius, § 13, p. 78. »Finis igitur eius simpliciter optimus sive summum bonum«.
- ³⁰. Ibid. „Christiana religio idem quod recta ratio monstrat, summum hominis bonum esse quam perfectissime frui eo qui per se est summum bonum, id autem est Deus«.

- ³¹. Meletius, § 15, p. 79. »falli eos omnes qui in hac fragili vita summum hominis bonum quaesivere«.
- ³². Meletius, § 15, p. 79.
- ³³. Meletius, § 16, p. 79.
- ³⁴. Meletius, § 19, p. 80. »Religio igitur, cum in actione versetur ea quae est κατὰ प्राίρεσιν, omnes autem voluntatis actiones intellectus praecedat, necessario duas habet partes: θεωρητικήν unum, πρακτικήν alteram; illam constituunt δόγματα, hanc παραινέσεις«.
- ³⁵. Meletius, § 20, p. 80. »Inter haec decreta primum merito locum obtinet Deum esse unum, quod ex iisdem argumentis convicitur, quibus Deus esse credimus. Omnia enim ab uno et propter unum; tum perfectissima Dei natura et beatitudo rerumque omnium regimen idem requirunt«.
- ³⁶. Meletius, § 21, p. 81. »quicquid praestantissimum omnino aut dici aut cogitari potest, id christiana religio Deo tribuit, caetera removens. Asserit igitur Deum esse simplicissimum, infinitum, optimum; contra corporeum, compositum, mutabilem, terminatum aut loco aut tempore dēstricte negat«.
- ³⁷. Meletius, § 22, p. 81. »In hac igitur una et simplici natura primum id ipsum quod est esse intelligitur; secundo ratio divina; tertio virtus, quae duo et Aristoteles in Deo notasse videtur, appellans νοῦν καὶ ἐνέργειαν. Nisi enim haec haberet, esset rebus a se factis imperfectior. Ratio illa λόγος et σοφία vocatur quidem et a Platoniceis, sed et res ipsa et nomina a Christianis clarius explicantur. Rursum ipsa Dei virtus apud Christianos et hoc nomine vocatur / et Spiritus, quae vox non modo τὸ ἀσώματον, sed vero et τὸ ἐνέργητιχόν designat«.
- ³⁸. Meletius, § 26, p. 82. »factorem esse rerum omnium et rectorem«.
- ³⁹. Ibid. „Factorem esse iisdem liquet argumentis quibus Deus esse convincitur, causarum nimirum serie, quae nisi in una prima quiescere non potest«.
- ⁴⁰. Meletius, § 60, p. 92. »Sunt erga Deum alia, alia circa homines, alia circa humana«.
- ⁴¹. Meletius, § 61, p. 93. »Quae de Deo praecipuntur partim interna, partim externa sunt. Interna sunt quae animo peraguntur, in quibus excellunt duo illa: credere Deo et Deum invocare«.
- ⁴². Meletius, § 62, p. 93. »Invocare etiam Deum rem periculosissimam ait Plato, fassus se quid orare deberet nescire. Et poetae ostendunt multa infelicissima eventura hominibus, si preces eorum exaudirentur. At Christiani docentur primum orare, contra quorundam nomine magis quam re philosophorum impietatem, qui Deum orandum negant. Deinde contra communem ignorantiam / docentur, quid orare debeant, scilicet ea quae ad Dei gloriam atque honorem pertinent, ut ipse colatur, ipsi obediatur per omnia«.
- ⁴³. Posthumus Meyjes, Introduction (supra note 19), p. 10ff.
- ⁴⁴. Meletius, § 91, p. 102. »Huic ergo morbo remedium erit necessario credendorum numerum in pauca et maxime evidentia contrahere, de caeteris quae ad perfectum piae sapientiae pertinent semotis studiis, salva charitate, sacris libris ducibus inquirere«.
- ⁴⁵. Hugo Grotius: De imperio summarum potestatum circa sacra, Critical Edition with Introduction, English Translation and Commentary by Harm-Jan van Dam [Studies in the history of Christian thought 102]. Leiden [et al]: Brill 2001. 本原稿でのテキストの引用 (及び翻訳) は, van Dam による校訂版に基づき, 以下の形式によっておこなう。「De imperio, 章-パラグラフ番号, van Dam 版の頁数」.
- ⁴⁶. De imperio, 1-1, p. 156. »summae potestatis [...] imperium [...] non ad profana tantum sed ad sacra quoque extendit«.
- ⁴⁷. De imperio, 7-14, p. 364. »Sin explicatur dogma aliquod aut lex aliqua divina, omnino summae potestatis non ius tantum sed et officium est videre ei κατὰ τὰς θείας γραφὰς συνέβησαν ἀλλήλοις, [...]«.
- ⁴⁸. De imperio, 6-9, p. 310. »Prima, ut a definiendo absteineatur quantum fieri potest, hoc est salvis dogmatibus ad salute necessariis aut valde eo facientibus«.